

消費税インボイス制度に関する再周知

【ご案内】（協力依頼文書と同様の趣旨となっています。）

平成 28 年度税制改正法における消費税法の改正により、令和 5 年 10 月より適格請求書等保存方式（いわゆる、インボイス制度）が導入されることとなりました。

インボイス制度においては、消費税の仕入税額控除のためにインボイスの保存が必要になり、インボイスの交付を行うためには本年 10 月 1 日に開始される税務署への「適格請求書発行事業者（注）」としての登録申請が必要になるといった現行制度からの変更点があります。また、制度の円滑な移行のため、免税事業者からの仕入れについても、制度導入後の 3 年間は仕入税額の 80%、その後の 3 年間は仕入税額の 50%を控除できる経過措置が設けられています。

（注）インボイスを交付できる事業者として税務署の登録を受けた事業者のことを指し、課税事業者がこうした登録を受けられることになっています。

こうした点を踏まえ、このたびインボイス制度に関する周知等について、以下のとおり 2 点ご案内させていただきます。

① 説明会への講師派遣

今後、貴団体で実施するような理事会や研修会、講習会といった機会がございましたら、インボイス制度について事業者への周知をお願いしたいと思います。

ご希望がございましたら、財務省・国税庁等から職員を講師として派遣させていただきますので、こうした理事会や研修会、講習会といった機会を利用した説明会の開催のご検討をいただけますと幸いです。なお、オンラインでの開催についてもご相談いただけます。

これまで、派遣講師による説明を受けた団体等からは、「制度理解が進み、具体的な準備のイメージが湧いた」「インボイス制度という言葉は知っていて漠然とした不安があったが、説明を聞いて対応方法が明確になり安心した」との声をいただいております。

② 会員企業様へのパンフレット・動画チャンネルの共有

国税庁より、インボイス制度に関するパンフレットや Q&A のほか、国税庁動画チャンネル（YouTube）が公表されております。

会員企業に対して、メールや上記の理事会や研修会、講習会といった機会を通じて、共有していただき、会員企業の皆さまの関心を少しでも高めていただけますと幸いです。

【国税庁 インボイス制度特設サイト】※ 動画チャンネルへのリンクがあります。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

【適格請求書等保存方式の概要 –インボイス制度の理解のために–】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

【消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

なお、新型コロナウイルス感染症への対応や感染防止の観点から、現時点では説明会等の開催が困難な場合もあると思いますので、開催時期や実施方法については、貴団体の状況に応じてご検討いただきますようお願いいたします。申込期限については設けておりません。

経済産業省 製造産業局

令和3年4月9日

関係団体ご担当者様

経 済 産 業 省
財 務 省
国 税 庁

消費税の適格請求書等保存方式の導入に関する周知等について
(協力依頼)

平素から、経済産業行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されることとなっています。

インボイス制度においては、消費税の仕入税額控除のためにインボイスの保存が必要になり、インボイスの交付を行うためには本年10月1日に開始される税務署への「適格請求書発行事業者^(注)」としての登録申請が必要となるといった現行制度からの変更点があります。また、円滑な移行のため、免税事業者からの仕入れについても、制度導入後の3年間は仕入税額の80%、その後の3年間は仕入税額の50%を控除できる経過措置が設けられています。

(注) インボイスを交付できる事業者として税務署の登録を受けた事業者のことを指し、課税事業者がこうした登録を受けられることになっています。

そのため、昨年にもご案内させて頂きましたが、制度を理解していただき準備や対応を行っていただくに当たり、ご希望に応じ、貴団体開催の会員向けの説明会・研修会に財務省・国税職員を派遣させて頂きたいと思っております。

これまで、派遣講師による説明を受けた団体等からは、「説明を受けてみて制度理解が進んだ」や「準備を開始するきっかけになった」との声をいただいておりますので、こうした説明会・研修会の開催について改めてご検討いただけますと幸いです。

また、インボイス制度の説明と合わせて、令和3年度税制改正における電子帳簿保存法の見直しの概要についても、ご希望にあわせてご説明させていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応や感染防止の観点から、現時点では開催が困難な場合もあると思っておりますので、開催時期や実施方法については、貴団体の状況に応じてご検討いただければ幸いです。

※ オンラインでの説明や、団体事務局向けの少人数の説明会や複数回にわたる開催もご相談ください。具体的な説明会・研修会への講師派遣要領については、別添をご参照ください。

また、国税庁からは次ページのとおり、制度に関する各種の資料が公表されておりますので、ご参照いただくとともに、貴団体の会員企業の皆様にも共有いただきますようお願いいたします。

貴団体におかれましては、引き続きこうした制度の周知等にご協力いただきますようお願いいたします。

参考

国税庁HPにおいて、インボイス制度に関するパンフレットやQ&Aのほか、国税庁動画チャンネル（You Tube）が公表されております。

【国税庁 インボイス制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

【適格請求書等保存方式の概要 –インボイス制度の理解のために–】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

【消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

また、インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けております。

軽減コールセンター 0120-205-553（無料） 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

消費税のインボイス制度に関する 説明会・研修会への講師派遣について

講師を派遣させていただく説明会・研修会

- ◇ 貴団体が主催される会員事業者向けの説明会・研修会に講師を派遣します。
- ◇ 貴団体の傘下団体(地域ブロック単位の団体)が主催される同様の説明会・研修会にも講師派遣可能です。
- ※ 会員事業者の主に経理をご担当されている方への説明会や研修会が効果的だと思われ
ますが、団体開催の理事会や団体事務局に向けた説明であっても差し支えありません。
- ※ 新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、オンラインでの説明や少人数での
複数開催などの対応も可能ですので、ご相談ください。

派遣する講師（財務省・国税職員）がご説明する事項（概要）

- ◇ 消費税のインボイス制度の概要と留意点 など
- ※ 消費税の軽減税率制度に関する質疑等にも対応させていただきます。
- ※ あわせて令和3年度税制改正における電子帳簿保存法の見直しについて説明をご希望の
場合は、別紙申込書にその旨をご記入ください。なお、日程等の都合上、ご希望に添えな
いこともある旨、予めご了承ください。

説明会の開催時期等

- ◇ 講師派遣依頼は、制度開始に向けて随時、受け付けております。
(申込期限は設けておりません。)
- ◇ 講師派遣は、平日の9時から17時までの間とさせていただきます。それ以外の日程を希望
される場合は前広にご相談ください。

講師派遣のお申込み

- ◇ 別紙申込用紙にご記入の上、以下の連絡先宛てにご送付願います。

〒100-8901
東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1
経済産業省製造産業局生活製品課
担当 森川・戒田・岩崎
電子メール
info_lifestyle_industries@meti.go.jp

- インボイス制度
 軽減税率制度

講師派遣申込書

申込日		管理番号	
開催団体名			
担当部署名 又は 担当者名			連絡先
説明会の概要			
開催日		開催時間	
開催場所	(都道府県) (市区町村) (地番、建物名、部屋番号等)		
説明会の名称			
参加人数(名)		名程度	
当日の時間割			
備考	※ オンラインでの開催をご希望の場合には、その旨及び使用可能なソフト名を記載ください		
回答日		説明担当者	

※お手数ですが、太枠内の項目につきましてご記入願います。

- インボイス制度
 軽減税率制度
- 講師派遣申込書

申込日	2020/1/10	管理番号	
開催団体名	〇〇会		
担当部署名 又は 担当者名	〇〇組合事務局〇〇課〇〇	連絡先	
		00-0000-0000	
説明会の概要			
開催日	2020/2/15	開催時間	13:15～14:15
開催場所	(都道府県) (市区町村) (地番、建物名、部屋番号等)		
	東京都 千代田区 霞ヶ関〇-〇-〇 〇〇 □□会館(大会議室)		
説明会の名称	〇〇セミナー		
参加人数(名)	30	名程度	
当日の時間割	12:30 開場 13:00 開会 13:15 説明(インボイス制度及び軽減税率制度の説明) 14:00 質疑応答 14:15 連絡事項 14:30 閉会		
備考	※ オンラインでの開催をご希望の場合には、その旨及び使用可能なソフト名を記載ください。 ・オンラインでの開催を希望(使用ソフト名:Microsoft Teams) ・質疑時間を多めにとってほしい。		
回答日		説明担当者	

※お手数ですが、太枠内の項目につきましてご記入願います。